

平成26年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

教育委員会

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
文化財保護課	国宝宝厳寺唐門および重要文化財宝厳寺観音堂保存修理工事(仮設工事)	仮設工事	平成26年11月4日	株式会社橋本工務店	11,836,800	随意契約を締結する目的物は「平成26年度第4号重要文化財宝厳寺渡廊保存修理工事(仮設工事)」を随意契約し、工事を請け負った業者が解体した工事用の仮設物である。 平成26年度においては引き続きこの仮設物を移設し、使用する必要があり、随意契約を締結する目的物に代替性がないため。	2	3イ